平成２６年（フ）第４０５号
大阪府富田林市久野喜台２丁目17番８号
破産者　直井　宏次
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
神戸市東灘区深江南町４丁目12番33―303号、開始決定時の住所兵庫県西宮市染殿町２番14号
破産者　沖野　太一
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４７号
神戸市垂水区狩口台７丁目２番13号
破産者　眞鍋　智彦
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４７号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ５棟202号、従前の住所神戸市北区南五葉１丁目４番３―101号・兵庫県三田市屋敷町６番５号
破産者　住谷久美子
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５号
兵庫県宝塚市安倉北３丁目５番11号　ソレーユ安倉202号室
破産者　大安　好美
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西２丁目５番５―103号
破産者　全基こと　森田　康資
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５４号
福岡県久留米市小森野４丁目７番26号　ＰＲＥＴＴＹ　ＰＡＲＫ小森野203号、前住所福岡市城南区別府１丁目11番10―205号
破産者　冨安恵梨香
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７５５号
北九州市八幡西区大字笹田319番地、開始決定時の住所福岡県中間市通谷６丁目９番30号
破産者　滑石　昌子（旧姓村上・福屋）
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６２号
福岡県直方市大字頓野767番地１
破産者　山本　隆三
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３３５号
北九州市小倉北区馬借１丁目15番８―206号
破産者　本田　研二
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８号
長崎県大村市富の原２丁目336番地１　エクリュプレミアムＢ棟、前住所長崎県大村市鬼橋町786番地３
破産者　末吉　　恵（旧姓鍋田）
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
大阪府大阪市住之江区南港中２丁目２番41―905号、破産手続開始決定時の住所沖縄県那覇市安里３丁目20番12号　ハイツ城302
破産者　岡本　英治
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６９号
山梨県山梨市牧丘町千野々宮829番地
破産者　雨宮　　修
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
長野県茅野市中大塩23番地35　メゾンアネックスⅡＧ号
破産者　塚本　政人
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４６号
長野県岡谷市長地権現町２丁目６番50号
破産者　岩﨑　健二
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１５４号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江上沼１番地58、開始決定時の住所愛知県一宮市祐久字十間城２番地
破産者　佐藤　博文
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０６号
愛知県高浜市湯山町五丁目３番地４　エクセル湯山Ｂ棟202号、開始決定時の住所愛知県高浜市神明町２丁目18番地18
破産者　増田　智彦
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
愛知県豊田市駒新町坂上179番地、前住所名古屋市瑞穂区大喜町４丁目19番地の３
破産者　森部かおり
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係